

平成17年3月30日（水）

企業会計審議会

第3回監査部会会議録

於 金融庁共用第一特別会議室
（中央合同庁舎第4号館11階）

金融庁総務企画局企業開示参事官室

午後 4時00分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第3回監査部会を開催いたします。

なお、一部委員の方には遅れてお見えになる方がいらっしゃいます。また事務局がのちほどそろろうこととなっております。

皆様には、ご多忙のところご参集頂きまして、誠にありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則に則り、公開することとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山浦部会長 ありがとうございます。それでは、公開とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入りますけれども、前回まで2回の部会では、監査をめぐる最近の動向、品質管理に関する米国及び国際監査基準における最近の動向、及び、日本公認会計士協会における最近の対応状況等の説明を頂き、皆様からご意見を頂戴してまいりました。

本日は、これまでの議論を踏まえまして、品質管理に関する監査基準の改訂についての論点を、事務局に整理して頂戴いただきましたので、事務局から説明を頂きたいと存じます。

それでは、事務局よりお願いいたします。

○多賀谷企業会計調査官 それでは、お手元に資料1として配布してあります資料をご覧頂きたいと思います。品質管理等に関する監査基準の論点として要点を整理をしたものでございます。中身は大きく分けまして、1として、全般的事項。2として、最近の事例等を踏まえた品質管理に関する論点。それから最後に監査基準改訂にあたっての留意点という形で整理しております。

まず1、全般的事項でございます。「品質管理に関する基準を整備するにあたっては、最近の事例等を踏まえるとともに、国際的動向を考慮することが必要と考えるかどうか。」これまでのご意見の集約でございます。

2つ目が、「最近の事例等においても国際的動向においても、個別の監査業務の品質管理に加えて、監査法人、個人事務所の場合もあろうかと思いますが、基本的には監査法人全体の品質管理がこれまで以上に重要になっていると考えられるかどうか。」

3つ目といたしまして、「品質管理が重要になっていることから、品質管理に関する基準は日本公認会計士協会の実務指針だけでなく監査基準にも取り込んでいく必要があるのではないか。」

これまでの部会でご紹介いたしましたように、現行の監査基準では品質管理に関する規定は全体の監査基準もそうですが、要約といいますか重要な部分だけが集約されているという形でございます。具体的な手続等については公認会計士協会の実務指針に規定をされているということでございますが、その中から重要な関連する部分については、監査基準の方に定める必要があるのではないかということでございます。

4つ目といたしまして、「品質管理に関する監査基準を策定するにあたっては、その内容によっては監査基準のうち一般基準の他、実施基準及び報告基準に影響が及ぶことが考えられる。例えば、国際監査基準には、業務責任者と品質管理審査担当者等との意見の相違が解決するまで、報告書を提出してはならないとの規定がある。監査基準の改訂にあたっては、これらについても、可能な限り取り込んでいくべきと考えるがどうか。」

品質管理に関しましては、現行では監査基準の一般的な記述ということで集約してございます。ただ、その具体的な点を盛り込むにあたりましては、現行の基準の中で、監査の実施に関する基準あるいは報告に関する基準の規定にも影響が及ぶ点もあろうかと思えます。そのような部分も含めて可能な限り改訂をしていってはどうかということでございます。

大きな2つ目が、最近の事例等を踏まえた品質管理に関する論点、個別の論点でございます。まずその総論でございますが、監査契約の受託の可否に関する意思決定、監査人の適格性の判断、監査人に対する指導、監査意見に関する審査等の過程において、監査法人として、個々の監査事案を管理する体制の整備、及び、こうした体制が適切に運用されていることを確保することが必要ではないか。いわゆる監査契約の入口からある意味ではその審査を経て、監査意見を出すまでの監査の全体について、監査法人としての管理及びその体制が適切に運用されているという、その業務全般を通じた品質管理ということを基本とした基本的な論点ということでございます。

その中の個々の事柄でございますが、まず(1)としまして、監査契約の受託の可否についての意思決定。監査契約の受託にあたっては、監査法人として監査受託リスクを適切に評価し、リスクの評価と受託の可否についての結論が適切であることを確認し、その結果を適切に文書化する必要があるのではないかと。

監査を受託する際には一定の手続が求められておりますし、また公認会計士協会の倫理規則等でも契約に関する規定がございますが、この点も監査基準の方で明確にしてはどうかという論点でございます。

(2)といたしまして、監査人の適格性の判断。監査法人は、監査人が被監査会社の業態や

経営状況に応じて、適切に監査業務を行うことができる能力や経験を有し、法令や監査基準等で求められている独立性等の要件が、その趣旨に照らして的確に確保されているかの判断を行う必要があるのではないか。

これは今でも一般原則としてございますが、それをもう少し展開させて頂ければ、ここでいう監査人とは監査の業務を執行するという意味での監査人でございますが、被監査会社の業態や経営状態に応じて、適切な方を配置して頂く。これは監査法人としてそういうようなことを判断して頂くということでございます。また独立性等につきましても形式的のみならず、その法令や監査基準あるいは倫理規則の趣旨に照らして的確に、いわゆる実質的にきちっと確保されているというところを、監査法人としても判断を行っていくという必要があるのではないかと考えています。

(3) 監査人に対する指導等、はじめの○ですが、監査法人は、監査に必要な情報や技法を蓄積し、被監査会社の業態や経営状況に応じて、監査人に的確に情報を伝達するとともに、適切な指示や指導を行う体制を整備し、さらに、こうした体制が適切に運用されていることを確保することが必要ではないか。

これまでの事例等でご紹介がありましたが、例えば一定の地方事務所において十分に監査法人として蓄積している情報や新たな技法がうまく適用されていないのではないかといったような指摘がございました。こういう点を踏まえて監査法人の中で監査法人として隔々までこういうことが徹底されるようなことが必要ではないかと考えています。

また、2つ目の○でございますが、個別監査業務においても、監査に従事する者が全体として業務を適切に実施できるよう、適切な指示や指導がなされ、必要な情報が共有される体制を確立することが必要ではないか。

この点につきましても監査基準にも現在、監査従事者に対する指示というのは規定がございますけれども、いわゆる監査法人の中での監査法人としてこの監査業務の責任者あるいはそのチームに対する指導、あるいは情報の伝達という問題と、今度はその個々の監査にあたる監査のチームの中での、その中でも責任者からの指示や指導が行われる。あるいはその従事者全体で必要な情報がきちんと共有されているというような、二重のきちとした体制づくりが必要ではないかと考えています。

(4) 監査調書及び監査手続書（マニュアル）の整備。監査手続におけるリスクアプローチの重要性や、会計基準における見積りの要素の増大を受けて、監査手続において監査人が判断しなければならない部分が大きくなっている。その中で、監査判断の適正性を確保し、監査法

人内あるいは第三者等がチェックすることを可能するために、監査法人としてこれらに関する監査手続書（マニュアル）を十分に整備し、判断過程を監査調書に十分に記載する必要があるのではないか。

この点もリスクアプローチといわれる監査手法、これが今中心になっているわけでございます。一方で、それに加えて会計基準というものがどんどん精緻化あるいは見積りの要素も大きくなっているわけですが、このリスクアプローチという新しい監査の考え方が十分に手続として行われていないような事例がまだあるのではないかというご指摘がございました。この点は、やはり監査法人内あるいは第三者がチェックするということも踏まえて、監査法人としてのマニュアルを新しい監査基準あるいは実務指針に合うようにきちっと整備をする。そのうえで実施した監査の過程を、監査調書に十分に記載するということが必要ではないかということでございます。

次に監査調書の記載の重要性に鑑み、監査人が判断過程や結果を監査調書に記載することに加え、監査法人としても監査調書が適切に作成され、管理される体制を整備する必要があるのではないか。

これは個々の監査は当然どなたかの実施する責任者の社員がやられるわけですが、その方の範疇、実施した方だけが監査調書に関わるというのではない。監査調書は監査人である、契約の主体である監査法人のものであるわけですから、監査法人としてきちっと監査調書が作成されているか、またはそれが管理されているかということ、整備する必要があるということでございます。

（５）としまして、監査意見に関する審査。監査基準において監査意見の表明にあたっては審査を受けることとされているが、監査法人としての的確な審査を行うことを明確にする必要があるのではないか。例えば、監査上のリスクの大小に応じてしかるべきレベルの審査が的確にされるようなルールや、見積りの要素が多いなど判断に慎重さを要する場合には、関与会計士の判断に関わらず審査にかけられるようなルールを整備し、こうしたルールが適切に運用されていることを確保することが必要ではないか。また、審査内容及びその結論についても、審査を行った者が監査調書に記載することが必要ではないかということでございます。

審査を受けるということは現行の監査基準でも定められておりますけれども、どのような場合に受けるのかという具体的な指示はありません。これは監査を実施した監査の責任者あるいは業務実施者の判断ということのみならず、監査法人としてどのような監査、どのような対象の場合にはどういった審査をするかという、監査法人として審査をどのように行うかという

ールを、きちんとつくって頂く必要があるということでございます。

また、審査内容、またはその審査の結論についても、これは必ずしも今までは監査調書という中に含まれていないという理解もあるかもしれませんが、これは一連の監査の一部でございますので、その監査調書という中にその審査の部分についても、その審査を行った方が責任をもって記載するということが必要ではないかということでございます。

3 ページ目でございますが、(6) 監査契約の引継ぎ。監査人の交代において前任者と後任者との引継ぎを両者に対して義務づけること、及び、前任者が不正や不正の端緒を知っている場合には、それらについて適切な引継ぎが行われる必要があるのではないか。

現行の監査基準でも引継ぎは規定しておりますけれども、ここではむしろ監査の出口という意味で、前任者も含めて特に任期中で交代をされた場合等、その後の監査が十分だったか、あるいはその後、その被監査会社が破綻したというようなご指摘がございましたので、そういう点も踏まえて不正や不正の端緒を知っている場合には、必ず引継ぎが行われるというようなことを明確にする必要があるということでございます。

それから大きな3番でございますが、監査基準改訂にあたっての留意点。これは個々の監査基準の論点ということではないのですが、全体といたしまして留意すべき点としてご意見があったところでございます。

初めに、共同監査の場合に、品質管理は共同して行うのか監査法人ごとに行うのか、また、大規模監査法人と中小監査法人が共同監査を行っている場合や、個人が共同監査を行っている場合等に、業務と品質管理の分担をどのように行っていくのかなど、監査の実態に応じて、どのように実効的で効率的な品質管理を行うかについての考え方を整理していく必要があるのではないかということでございます。

ちなみに共同監査等の状況については、資料3というところに日本公認会計士協会リサーチ・センターから公表されている資料を抜粋してございます。共同監査といいますのは、ここにごございますように複数の監査人、公認会計士の方が共同して一つの会社の監査を行うということで、一つの契約で行うという意味でございまして、監査法人同士もあります、監査法人と個人というようなケースもございます。まだかなり共同監査というのがあるというふうに、その様態はいろいろですが、法人・法人で57件、法人・個人で53年、個人・個人で164件ということで、まだ結構数があるということでございます。

それからまた論点の資料1でございますが、最後の○でございますが、連結子会社は商法監査の対象であり、かつ親会社の証券取引法による連結監査の対象となる場合がある。また、そ

の場合に、子会社と親会社で監査人が異なる場合がある。このような場合に、どのように実効的で効率的な品質管理を行うかについての考え方を整理していく必要があるのではないかと考えています。

以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。今のご説明につきましてのご質問等はのちほどかがいます。

次に、ただいまのご説明についての議論の参考にして頂くため、前山委員に、国際監査基準における品質管理の各規定の内容を、前回、概略についてはご説明頂いたところが、より具体的な規定の内容に踏み込んでご説明をして頂きたいと存じます。

前山委員、よろしくお願いします。

○前山専門委員 それでは、報告をさせていただきます。前回の報告では、品質管理に関する国際基準につきまして項目を抜き出した形で、体系性には少し欠けた面もあったと思いますので、今回の報告ではその点を重視いたしまして、日本の基準とも比較しつつ、かつ、先ほどご説明のあった論点との関連などについてもふれながら、国際監査基準について説明をしたいと思えます。

今回も取り上げる基準は前回と同様、I S Q C 1 と呼ばれるその事務所レベルの品質管理を対象とした基準と、I S A 220 と呼ばれる個々の監査業務の品質管理を対象とした基準の2つでございます。

まず、資料ですけれども、資料2-1と付されているものがI S Q C 1に関する説明でございます。それから資料2-2と付されている方がI S A 220に関するものでございます。各資料の構成でございますが、左半分は国際基準でありまして、右半分はそれに対応する日本の基準の状況に関して書かれております。国際基準の方は大きな項目とそれに関連する内容が書かれております。ただし、内容の方は基準自体がかなり詳細なものでございますので、重要ところのみを抽出した形で書かせて頂いています。ですから、全体は黒い表紙のついた資料集のほうにございますので、詳細についてはそちらでご確認をお願いいたします。それからまた、ところどころ下線がついている部分がございますが、これは今説明のありました論点との関連のある項目に関しては、下線も引いてございますので、この資料と一緒に先ほどの論点に関する資料も参照して頂ければ、ご理解しやすいのではないかと思います。それでは、説明に入らせて頂きます。

まず、I S Q C 1の方からですが、まず最初に、この基準ではこの報告者の目的ということ

で、ここでの内容はまず事務所レベルでの品質管理の定義に関連する説明がございます。この定義の説明は前回もいたしましたが、ちょっと大事なところですので、少し読ませてもらいます。「事務所は、事務所とその業務従事者が職業的専門家としての基準及び法令等の要求を遵守し、事務所又は業務責任者によって適切な報告書が発行されることに関して合理的な保証を提供するようデザインされた品質管理システムを構築しなければならない」というふうな、まず事務所レベルの品質管理の定義がございます。

そしてその続く内容といたしまして、この品質管理システムというのは、この「上記の目的」というのは、法令などを遵守するというのと適切な報告書を発効するということですが、こういう目的を達成するようデザインされた方針と、それからその方針を適用し、遵守状況をモニタリングするために必要とされる手続から構成されています。すなわち、品質管理システムを構築するということは、その方針と手続を策定するということであるということがいえると思います。

これに関連する日本の基準の状況でございますが、監査基準の前文に、「組織としても監査業務の質を担保するための管理方針と手続を定め、さらに、その実効性の確認までを求める」ということで、前文に関連するような組織としての質の担保ということが謳われておりますし、また、監査基準の一般基準の6の中でも、これは品質管理に関する規定でございますが、やはり組織としても質を確保するんだということが謳われております。また、実務指針レベルでは会計士協会の監査基準委員会報告書12号が監査の品質管理でございますので、その中でもこのような定義的な説明がございます。

そして次の項目であります。その定義を受けて、それではその事務所レベルの品質管理というのはどういうものかということに関して、その方針と手続としてどういうものをつくらなければいけないのかということに関する説明が次でございます。これは前回も若干説明いたしましたが、ここでは品質管理システムの諸要素として6つの要素を挙げております。ちょっと読ませてもらいますが、まず最初が「事務所内部の品質に関する最高責任者との責任」、それから「倫理に関する事項」、それから「関与先の関係及び特定の業務に係る受嘱と継続」、それから「人事に関する条項」、「業務の実施」、「モニタリング」、この6つの項目に関する方針と手続を事務所は策定しなくてはならないということが、ここで謳われております。

それに対応する日本の基準でございますが、監査基準レベルではここまで細かいことは書いておりません。実務指針の方にこの資料に掲げられているような8つの項目が、品質管理に折り込まれる事項として掲げられております。で、ISQC1の基本的な構造は、この6つの

大きな点といえますか、この要素に関してそれぞれ詳細な説明がされているという形で基準がつくられております。ですから、以下ではそれぞれに関して説明を加えていきたいと思っております。

次なんですが、まずその諸要素の第1番目でございます「事務所内部の品質に対する最高責任者等の責任」ということで、ここでは事務所の最高責任者が、事務所の品質管理システムに最終的な責任を負っているということを明確にしてくださいという、その事務所の責任者の責任ということを示しております。それからあと、品質を重視する組織文化を構築するという点や、あるいはただ単に、そのお題目として組織文化を構築ということだけではなくて、そういう組織文化が反映されるような方針や手続を定めなくてはならないというようなことが、この項目の中で規定されております。あとは、例えば営業上の考慮事項が品質に優先することのないようにしてくださいというようなことも、この項目の中では謳われております。

で、今申し上げました事務所の責任者の責任ということは、先ほどの論点の2の最初の項目をちょっと敷衍しますと、後半の方で監査法人として品質管理の体制が適切に運用されていることを確保するというようなところで、事務所レベルの品質確保に責任を持つということが関連してくるのではないかというふうに思われます。これに対応する日本の規定は、見たところではございませんでした。

それから次のページにいて頂きまして、倫理に関する事項、それからあと独立性もちょっと含まれるということでこういう形にしているのですが、独立性は次の項目として掲げられてはおりますが、先ほどの要素には入っておりませんし、また内容的には含まれる部分があると思ひまして、ちょっとこういう含まれるような書き方を表の方ではさせて頂いております。ここでは事務所として「倫理に関する規定を遵守している合理的な保証を提供するようにデザインされた方針と手続を策定しなければならない」という規定があり、かつ、独立性に関しても同じようにやはり「独立性を維持しているという合理的な保証を提供するようデザインされた方針と手続を策定しなければならない」ということで、規定があります。そしてさらに、このISQC1ではこの独立性に関して、じゃあ、どういう方針と手続を定めなければならないのかということに関する詳細な規定が並んでおります。

これに関する日本の方ですけれども、実務指針で「独立性などの職業的倫理規範に違反していないことを確かめる」とあるぐらいで、あまり具体的なことは書かれてはおりません。独立性に関しましては、品質管理ということでもなくとも一般基準の2の方に独立性の規定がございますが、先ほどの論点の資料の(2)ですか、1ページ目のいちばん下の行になりますが、「法令や監査基準等で求められている独立性等の要件が」云々というところがありますから、

品質管理という視点から独立性を見るということも、ここには少し関連してくるのではないかと考えられます。

それから次の事項なのですが、「関与先との関係及び特定の業務に係わる受嘱と継続」ということですが、これに関しては論点の2の(1)、1ページの下の方ですが、やはりここにも「監査契約の受託の可否についての意思決定」という、やはり問題点とかぶる項目になっているのではないかと考えられます。この国際監査基準では、その受嘱と継続に関して、まず関与先の誠実性が欠けているという情報、関与先の誠実性を確かめてください。それから事務所としても、その業務ができるだけの能力があるのか、あるいは時間が確保されているのか、あるいは経営資源があるのかということを確認してください、それからあと、倫理に関する規定をちゃんと守れるか確認してくださいと、こういうことが確認できたら契約を受嘱するなり継続するなりしてくださいということが掲げられております。

で、日本の方の基準はと申しますと、監査基準の前文の方に締結する際の調査という形で言及がされております。それから実務指針の方でも関与先の誠実性の検討ということがありますが、ただ日本の基準は、契約を受けるときにその関与先の方を調べてくださいということは書いてあるのですが、じゃあ、自分のその事務所としてサービスを提供できるだけの資源や能力があるのかということを見てくれという、事務所側のサイドのことは書かれておりませんので、そのあたりがもう一つ欠けているところになるのではないかと考えられます。

それから次は、人事に関する事項なんですけれども、ここには「業務担当チームの選任」というのも含まれるという形で書いておりますが、これに関しては論点の2の(2)、監査人の適格性の判断という項目がございます。ここでは「監査法人は、監査人が被監査会社の業態や経営状況に応じて、監査業務を行うことができる能力や経験を有する」というようなことが議論としても既に出ているわけですが、監査基準の問題として考えた場合には、個々の監査人の専門能力の問題は既に一般基準の1にありますけれども、事務所として個々の監査人の能力を蓄積するようなシステムをつくってくださいといったような規定はフォローされておられませんので、品質管理ということであれば、事務所としてそういう能力、蓄積、経験の蓄積に務めるといったような部分が必要になるのではないかと考えられます。

それからあと、業務の実施ということに関しましては、論点との関連で申しますと、論点の2の(3)、論点の資料の方でいうと2枚目なんですけど、監査人などに対する指導というところで、「監査法人は、監査に必要な情報や技法を蓄積し」云々とありますが、このあたりの記述と対応するものとして、「業務の実施」のところの4行目に「事務所は、実施する業務の品

質が均一化するよう務める」というのがございまして、ここでマニュアルの整備ですとか、そういう情報の共有とか伝達とかそういうことが含まれておりますので、この点は昨今の処分事例などとも関連している部分かと思われまして、このあたりを品質管理の視点で見るというのは国際基準にもありますし、重要なことではないかと思われまして。

それからあと、このISQC1では業務の実施に含まれる項目といたしまして、「相談」、「意見の相違」等々、6つの項目が含まれております。「相談」に関していいますと、相談というのは、困難な問題とか見解が定まっていない事項があった場合に、事務所内外の適切などころに聞いてくださいという部分が「相談」という形になっております。日本でも実務指針ではもう既にあるのですが、このあたりの詳細さといえますか、規定の詳細さというところは多少欠ける、日本の場合は欠けるところがあるというところではあります。

それからあと、「意見の相違」というのは、これは監査チーム内での意見の相違とか、あるいは監査チームと上にあるその相談する人あるいは、機関との意見の相違。それから業務責任者と業務の審査担当者との間の意見の相違、つまり、ですから被監査会社との間の相違ではなくて、監査するサイドの方の中での意見の相違に関する問題なんですけれども、国際監査基準では、この「意見の相違」が解決しない限り、報告書を発行してはいけないというふうに書かれておまして、日本の基準ではここまでは強く言うておりません。判断に不一致があれば協議によって解決してくださいとあるだけで、報告書を出してはいけないということまではいっていませんので、その強さという点で違いがあるのではないかというふうに思われます。

それから次のページにちょっといって頂きたいのですが、あと「業務の品質管理審査」ということに関してなんですけれども、これは論点の2の(5)が、ここに関連してくると思えます。論点の2の(5)といえますのは、監査意見に関する審査について書かれている項目ですので、品質管理審査という部分と対応すると思われまして。国際監査基準では、まずすべての財務諸表の監査に対して、品質管理審査を義務つけてくださいということで、必ずやってくださいということがはっきり謳われております。それからあともう1点は、その審査が完了する前に報告書を発行してはいけないということがはっきりここでも示されております。

日本の方はといえますと、指針の方では、どんな審査体制をつくるかは事務所がそれぞれの状況に応じて判断してやってくださいということと、監査基準の報告基準の方で、意見の表明に先立ち審査を受けてくださいというのは書かれておりますが、例えば審査が完了するまで報告書を出してはいけないとか、そういうところまで踏み込んだ規定はされていないということがございます。

それから、そのあとの「業務の品質管理審査の内容、実施時期及び範囲」ということに関しても規定が国際基準では詳細にされておりますが、日本ではそこまではあまり審査対象が記述がされていない。

それから「品質管理審査担当者の適格性に関する基準」も、やはり日本の方に比べると国際基準の方が詳細に規定されております。ただページの関係でここでは定義的なところだけを述べさせて頂いております。

それから最後が「業務の品質管理審査の文書化」ということで、ここでは品質管理審査の文書化というのは、論点の2の(5)と関連してくると思われます。先ほど説明ありました論点でございますが、そのいちばん下ですかね、最後の2行なんです、「また、審査内容及びその結論についても、審査を行った者が監査調書に記載することが必要ではないか」ということで、この部分が審査の文書化ということと関連する項目となってくるのではないかというふうに思われます。

それからあと、その品質管理要素のいちばん最後の「モニタリング」という点でございますが、これは論点の2の最初の項目といますか、括弧の付いていない論点の2の項目、やはりここでも先ほどもちょっと述べましたように、監査法人として管理する体制を整備し、かつ適切に運用されていることを確保するというところが、このモニタリングという部分に関連してくるのではないかというふうに思われます。

あと、日本の現行の監査基準の方では、監査基準の前文にそれに関連する記述がございますし、また一般基準の6にもそれに該当するような記述がございますが、実務指針も含めてもここは国際基準でかなり詳細に書かれております。ちょっとここにはふれておりませんが、どんな点で詳細かと申しますと、そういうモニタリングをした結果、何か問題点が起きた場合、どう対応するかと、あるいはそういう問題点をちゃんと最高責任者に必ず伝達してくださいとか、そういう問題点が起きたときの対応の仕方等々につきまして、この国際監査基準では詳細に規定をしております。

それからあと、最後の2つほどですが、これはちょっと修正をお願いしたいのですけれども、「不服と疑義の申立」というところと、「文書化」というところがございますが、これはモニタリングの中に含まれるような書き方をしておりますが、ちょっとミスでございまして独立した項目として修正をして頂きたいと思ひます。この2つは品質管理要素とは別でございまして、重要な項目として後ろの方に出ているものと思われます。

この「不服と疑義の申立」というのは、監査事務所が行ったその業務が職業専門家としての

基準に違反していたり、あるいは事務所の品質管理システムに違反していた場合に、内部あるいは場合によっては外部からの告発に対応するシステムをつくってくださいということで、これは内部告発といたしますか、そういうのに対応する仕組みを事務所の中でつくってくださいということになると思います。ですから、例えば監査チームの中で意見が合わないけれども力関係で押さえ込まれたといった場合には、こういう部分を担保することによって改善されるということがあるのかもしれませんが。それから日本ではあまりこれに関連するような記述、これにピッタリ対応するような記述はございません。

それからあと、「文書化」でございますが、これは品質管理システムの各要素が運用されていることを、文書にしてちゃんと持っていてくださいということを義務づける項目で、やはり日本ではこういう基準や指針の中で文書化というものを独立した項目として取り上げている形にはなっておりませんが、やはり昨今の状況からこういう文書化というのが重視されていて、ここでは独立して項目として規定されていると思われます。今のが I S Q C 1 に関する説明です。

続いて資料 2-2 の I S A 220 の方に説明を移りたいと思います。I S A 220 の最初のところは個々の監査の品質管理を謳っているというところがございまして、以下の構成は基本的には I S Q C 1 で取り上げておりました 6 つの品質管理要素といたしますか、それに対応した形で項目が並んでおります。ですから、2 番目の項目として挙げているものは「監査の品質に対する監査責任者の責任」ということで、これは I S A 220 が事務所レベルではなくて個々の監査業務レベルの品質管理ですので、その責任者となると監査責任者と、その監査責任者が品質に対して責任を負っているということを謳っている項目でございます。これは日本の実務指針の方には同じような項目がございまして、強いていえば国際基準では責任があるというだけではなくて、監査チームのすべてのメンバーに対して模範を示すというところまで品質重視をしているんだという、模範を示すというところまで書いているというところが、日本はそこまで踏み込んで書いていないというところでございます。

それから倫理と独立性に関する事項でございますが、これは国際基準の方でもそれほど詳細には規定されておられません。ただ日本の方はこの監査責任者といたしますか、その監査をする方の側からこの独立性や倫理に関連する規定はございませんが、国際基準の方では責任者の立場として、独立性や倫理の問題をチェックしてくださいということがありますので、それがある分といたしますか、やはりこれは国際基準は事務所レベルの基準と、それから個々の監査業務レベルの基準と 2 つに分かれていることによって、こういうところまで規定がフォローされてい

るのではないかというふうに思われます。

次は、「監査業務にかかる受嘱と継続」ですが、これもやはりどちらかというとな事務所レベルの問題になるかと思えますけれども、しかしやはりここでも I S A 220では監査責任者の立場からも、この契約の受嘱や継続に関してチェックできることがあればチェックしてくださいという規定が謳われております。やはりこれも日本は監査責任者の立場からの規定というものはございません。で、これは日本の方の論点でいいますと、2の(1)にやはり監査契約の受嘱という問題がございましたので、そこに関連する項目かと思えます。

それから先ほどの I S Q C 1 ですと次は人事ということなのですが、これは個々の監査業務レベルですから人事はございませんで、「監査チームの選任」という問題が規定されております。これに関して国際基準で特に言及されている項目としては、前回は若干申しましたが、やはり時間の確保というところまで考えてくださいということでございます。

それからあと、「業務の実施」というところに移りますけれども、これは論点の2の(3)、ここに2つ論点の方では箇条書きがありますが、特にその2番目の方に関連してくる内容ではないかと思えます。つまり個別の監査業務においても、監査に従事する者は全体として業務を適切にできるように云々ということがありますが、それに対応する規定がこの「業務の実施」というところに書かれているというふうに思われます。

あと、この辺の規定に関しましては、監査基準の一般基準の6にもございます。それから内容としては先ほどの I S Q C 1 が事務所レベルでこういう規定を書いているわけですが、この I S A 220の方では監査チームあるいは監査責任者のレベルで業務の実施」に関する規定、それから「相談」や「意見の相違」や「品質管理審査」に対する問題が書かれております。

「業務の実施」に関する基本的な規定は、十分な証拠が入手されていることを確かめてくださいというものですからそれほど違いはございません。それからあと、「相談」に関しては、やはり何か問題事項があったら相談を行うことについて責任を負うということで、はっきり示されている。それからあと、相談をした場合にはその内容や結論を文書化するということが規定されているということなどです。日本の実務指針でも似たような項目はありますが、やはり具体性という点では国際基準に少し劣るかと思えます。

それから最後のページ、2枚目ですけれども、「意見の相違」に関しては先ほども事務所レベルの話でもございましたが、今度は監査チームレベルの話として、意見の相違が起きたときは事務所の方針や手続に従って解決をしてくださいということが規定されている。

それからあと、「品質管理審査」に関しては、これは審査をするのは事務所の立場とするわ

けですが、監査を行っている責任者のレベルとしては、問題事項に関しては品質管理審査担当者で討議すると、これはおそらく先ほどの論点でいいますと、2の(5)ですか、その4行目ぐらいに、「見積りの要素が多いなど判断に慎重さを要する場合には、関与会計士の判断に関わらず審査にかけられるようなルールを整備する」ということで、そういう問題があったときにはちゃんと審査を受けるということで、こういうところと少し関連するのではないかと思います。

それからあと、やはり審査が完了するまで監査報告書を発行しないと。これは事務所としての規定で先ほどもありましたが、これは監査責任者の立場でも、責任者としてもやはり発行してはいけないということをやはり書かれております。

それからあと最後の「モニタリング」に関しても、これは基本的には事務所レベルの話なんですけど、監査責任者のレベルでいいますと、モニタリングで出てきた結果を監査責任者のレベルでも検討してくださいと、あるいは監査責任者の視点から見て何か問題事項が起きた場合に、事務所の対応が十分か検討してくださいということでございます。で、日本の基準の方では、事務所全体に関するモニタリングの規定はございましたが、やはり責任者の立場から見た場合の規定がございませんでした。

そういう形で、ちょっと駆け足ではありますが、2つの基準に関して概観いたしましたけど、まずやはり国際基準の場合は2つ、事務所レベルと個々の監査レベルで分かれているということで、かなり詳細にカバーされているという部分があると思います。それからあと、先ほど取り上げた論点と比較いたしますと、日本で問題とされている項目も、かなり国際基準でも問題として取り上げられてカバーされているという点もございますので、そういう意味ではこの国際基準は、この検討には非常に価値があるのではないかと思います。

以上です。

○山浦部会長 ありがとうございます。いかんせん、元になりますI S Q C 1とI S A 220、中身が非常に詳細でありますので、本当に詳しいご説明ありがとうございました。

続きまして、論点の最後の監査基準改訂にあたっての留意点にあります事項につきまして、松本委員から基調となる考え方をご説明頂きたいと存じます。

松本委員、よろしくお願いいたします。

○松本専門委員 松本でございます。まず、お手元の資料3というところが事務局から用意されております「有価証券報告書提出会社関係資料」の中で共同監査のところをご覧いただきたいのですが、基本的に共同監査に関しては2点ほど問題点があるということと、その改善策

としてどういうことが考えられるかということに関して、私なりの意見を申し上げたいと思います。

「有価証券報告書提出会社関係資料」の共同監査のところで、個人と個人の共同監査が164件あります。164件の個人と個人の監査を考えた場合なのですが、まず第1点として推測できる内容は、実際に審査機能を持たない乃至は審査機能を持たない可能性がある監査人によって、監査意見が表明されている可能性があるのではないかという点です。ですから、監査業務のプロセスというのを、基本的に監査対象項目に対して個々の監査手続を実施して、その監査手続が実施されたあと、監査証拠が入手されます。で、監査証拠が入手されたあと、その監査証拠は個々の監査対象項目ごとに合理的であるかが評価された後、財務諸表全体の観点からすべての合理的な証拠を総合的に評価し直して、財務諸表全体に対する適正性に関する意見を表明するというのが通常の監査プロセスです。

ところが、もし審査機能を持たない監査人が監査を行っているとなると、現場での監査手続は実施して監査証拠は個々に入手するけれども、最終的に監査意見を表明する段階で審査を受けないで監査意見を表明しているということになりますので、その場合、監査基準の報告基準の中で強制されております意見表明の前段階では、「その意見表明に関する審査を受けなければならない」という部分に関して違反することになります。ですから、まず個人と個人の共同監査は必ずその審査機能を持っていないというわけではなくて、持っていない可能性が高いという意味で、その審査機能を持たない監査人が監査意見を表明している可能性が164件程度あるのではないかという疑問です。

その審査をやる場合なのですが、自分でやった監査業務を自分で審査するということは通常は考えられません。ですから他人がやった監査業務を後に第三者、会計事務所なら会計事務所の他のパートナーが審査をするという形でなければ、自分以外の人間が審査をする形になっていません。このため、個人事務所の場合は、その人が中心になって監査を行っておりますので、他の監査人に審査をお願いするという形でなければ審査機能は発揮されません。

よく組織的監査という言葉が用いられるのですが、昭和41年に監査法人制度が導入されたあと、監査法人というのは組織的監査を行うために必ず必要であるとされます。その組織的監査というのは現場の人間がいろんな監査手続を実施して、最終的に財務諸表に対する適正性意見にずっと収斂していくようなピラミッド構造になるわけですが、その頂点に達する前の段階で必ず審査を受けるというのが前提で構成されているわけです。

その場合、組織的監査が必要であるという場合、例えば会計士協会の倫理規則の第14条など

では、独立性の観点から共同による組織的監査が必要であるというふうに指摘されているのですが、實際上、その組織的監査というのは監査意見の品質を一定水準に保つ、要するに審査を受けることによって、一定水準に保つという点が非常に重要です。にもかかわらず個人・個人の共同監査という審査機能を持たない可能性のある監査人による監査意見が表明されているのは問題があるのではないかというのが、共同監査のまず1つ目の問題点です。

次の問題点なんですが、これは合併に合併を重ねた金融機関のケースで想定されることなんですけれども、監査報告書に大監査法人と大監査法人の連名による署名がなされた監査報告書が提出されます。その連名によって監査報告書に意見が記載されていたとしても、監査が失敗して監査報告書の記載内容が間違っていた場合、その結果、損害をこうむった投資家乃至依頼人から訴えられる相手は両方の監査法人です。それらの共同監査法人は、不法行為責任乃至は証券取引法違反に基づく共同の連帯責任を負いますので、共同でそれぞれ別個に監査を行っていたからといって、その監査が失敗していた部分に関して、「うちの事務所はその部分に関しては、監査責任は問えません」というふうには言えません。

ということは、何が問題になってくるかということ、私は現場で監査を見ていませんので、実際にどういう共同監査が行われているかに関して指摘することはできませんが、例えば共同監査でA監査法人とB監査法人が、1つの金融機関に関して監査契約を締結していたとします。その場合、A監査法人は監査計画の段階で例えば貸借対照表の資産項目のみ、うちの監査法人でやりますと、で、B監査法人は貸借対照表の負債項目のみ、うちの監査法人でやりますという形で共同監査の現場業務が実施されたとします。その場合、貸借対照表の資産項目に関しては、A監査法人で監査証拠を逐次収集していきますので、資産項目に関する合理的な証拠はA監査法人内部の監査調書にまとめられます。一方、B監査法人の監査調書には、貸借対照表の負債項目に関する合理的な証拠が集められていくことになります。

最終的には、適正性に関する監査意見は財務諸表全体に関して表明されないといけませんから、A監査法人内に、貸借対照表の資産項目に関する合理的な証拠だけがあっても意味がないわけですね。例えばA監査法人の方では、うちの監査手続上はどこにも問題はありませんでした。B監査法人の監査手続上も問題はありませんでした。ですから、そのクライアントである金融機関の財務諸表に対しては、無限定適正意見を表明しようというふうな形で監査意見が表明されていたとすると、それは監査基準違反になります。

要するに、A監査法人とB監査法人との集めている監査証拠は、あくまでも監査意見を形成するための根拠の一つであって、監査意見を表明するための根拠ではありません。監査意見は

財務諸表全体に対して表明されるものですので、個々の監査対象に関する合理的な証拠がいくつあっても、それをいったん全部まとめた形で財務諸表全体の観点から総合評定をし直さなければ、監査意見は表明してはいけないこととなります。ですから、例えばA監査法人とB監査法人の連名で1金融機関に対する監査報告書が作成されている場合、その前提条件として、A監査法人とB監査法人との共同による審査委員会のようなものが設けられて、相互に審査が行われていなければ、つまり相互にそれぞれの監査業務及びそれぞれの意見形成過程に関する総合審査が行われていなければ、監査基準違反ということになる、と私は考えます。

その総合審査ということから派生するのが、本日の事務局が用意されました連結子会社に対する親会社監査人による、主たる監査人です。親会社の監査人が主たる監査人で連結子会社が他の監査人として利用される場合が想定されるのですが、日本の監査基準では、他の監査人の監査結果等を主たる監査人が利用したとしても、全面的に主たる監査人が被害をこうむった投資家等に対しては責任を負うことになっております。

ですから、もし主たる監査人が、子会社の監査人の監査結果等を審査せずに、そのまま利用していたとすると、それも監査基準違反になります。同じように子会社の方の監査人の監査意見形成プロセスに問題がある。要するに、監査業務に問題があるというふうに、主たる監査人が判断した場合は、主たる監査人が子会社まで出向いて行って子会社の決算処理を監査しないといけないのですけれども、もし子会社の監査人の監査結果に問題があるにもかかわらず、そうしていなければ当然それも監査基準違反になります。

ということで、共同監査の場合の監査法人と監査法人の共同監査の場合の総合審査の問題と、親会社と子会社の場合の主たる監査人による他の監査人の審査という問題は密接に関連しております。いずれにしても監査意見を形成する前の段階に監査チーム以外の人間による審査が入っていないければ、それは監査基準における報告基準が要求している意見表明にあたって、審査を受けるという要件を充足していないこととなりますから、監査基準違反になります。

そこでどういう対応が必要になってくるかということに関しまして、事務局が用意されました論点の2ページ目の(5)番なんです、「監査意見に関する審査」というところがありまして、そのいちばん下2行なんです、「また、審査内容及びその結論についても、審査を行った者が監査調書に記載することが必要ではないか」というのを論点として挙げて頂いております。これは現場業務だけを監査調書にまとめるのではなくて、現場業務が完了し、合理的な監査証拠が入手されたあと、財務諸表全体の観点から個々の合理的な証拠に関して総合的に、もう一回審査を行って、その審査結果に関しても監査調書に書きなさいというふうな要件を考

慮するのはいかがでしょうか、という提案だと理解しておりますので、監査調書の範囲が広がる可能性がありますけれども、私は重要な規定ではないかと考えております。

以上です。

○山浦部会長 ありがとうございます。それでは、続きまして事務局から説明がありました論点につきまして、また前山委員及び松本委員からのご説明を参考として頂きまして、そのうえで皆様からご意見を頂戴したいと存じます。どなたからでもご自由にご発言ください。

○友永委員 今の松本委員のご説明なんですが、共同監査のときの個人対個人の場合に164件、これが審査機能を持たない監査人の監査である可能性があるという指摘なんですが、監査人はやはり監査基準に意見表明に先立って審査を受けるということが、監査基準にあることは十分承知しておりまして、協会としては委託審査という外部の監査人と同程度の知識を有する、監査人に相当する人に意見の審査を見てもらうことを制度としても持っております。

また、具体的などんな審査資料を用いて、どのように審査するかというツールも用意しております。そうしたものでその委託審査制度に則った形だけではないんですが、そういった審査というのは全部が全部、すべてやられているということはこの前の公認会計士監査審査会の提言の中に指摘事項がございますけれども、すべてとは言いませんが、相当程度、現状行われてきているということを申し上げたいと思います。

また、大法人と大法人の共同監査においては、片方の法人が資産側、それから片方の法人が負債側というお話がございましたけれども、それぞれの監査法人がどういった分担をして監査を行うかという取り決めをしたうえで行うと。監査を共同して行うということでございますし、その中で相手側のやったことは一切知らないよということ、これは意見表明にあたって、あつてはならないこと、先生のおっしゃるとおりでございますし、それは相互に調書をレビューする、その中で問題が発見されれば、追加手続を自ら実施するということも含めて対応しているはずでございます。そこら辺の点について、ちょっと実情について補足させていただきます。

○山浦部会長 ありがとうございます。松本委員、この点について何か。

○松本専門委員 私は綱紀委員会にも所属しておりませんので、どういう事案が上にあがってきて協会の方で処分が下されているかに関する情報は持っていません。ですから、友永先生がおっしゃるとおり、現場ではなされているんだろうなというふうに納得いたしました。

以上です。

○山浦部会長 どなたかほかにも。

友永委員、ちょっと今の委託審査につきましては、この前、公認会計士・監査審査会の報告

書で少しネガティブといたしますか、もう少し改善を要する旨の指摘がありましたけれども、実態はどういう形になっているのでしょうか。

○友永委員 この点につきましては指摘があったとおり、その年度においては実際には意見審査を受けていないという限定事項にしておりますけれども、協会の品質管理上ですね。そうした事務所があることは否定できないところでございます。

ただ、協会といたしましては、そうした個人で人に頼むつてがないような会計士の方には、それなりに制度的にバックアップできるようなところを用意して、かつ、今回、大会社等という形で品質管理レベルの対象会社も増えているところですので、公開会社だけでなく非公開の商取会社も対象になるということで、極力その委託審査あるいはそれに類似した審査を受けるようにということが、毎回何度も言ってきておりますので、その点は暫時解消されていくというふうに考えております。

○山浦部会長 これは何か協会の中での制度的な手当、具体的なシステムみたいなものは備わっているんですか、そういったものを担保するような仕組みといたしますか。

○友永委員 担保するという、強制するという意味ではなく、やはり使えるものを用意するといった意味で、各地区事務所に委託審査の審査委員を登録しております。で、登録を受けておりました、委託審査を頼もうとする人はその名簿を見て委託審査を頼む。あるいは地域会でそういった個人の先生方のいろいろな交流会の中で、個人的に頼むということがあっても、当然それはそれでいいことだということでやっております。

○山浦部会長 どうもありがとうございました。どなたかほかに、はい、加藤委員。

○加藤臨時委員 いくつか教えて頂きたいことがあるんですけども。資料2-1なんですが、ここで前山先生の方から I S Q C 1 と日本の基準とを比較して頂いたのですが、ここで12号という協会の実務指針が出てくるのですが、これは前回のこの審議会でもご説明しましたように、現在は協会これを改訂中ということで、今回比較されたのは改訂前のものだという事ですので、現在進めている作業をどうするかということについては、またいずれこちらともご相談をしたいと思うんですが、そういう点で現在進めている改訂版とはかなり内容がちがっているという、ちょっとご認識を持って頂きたいという、ほかの委員の方はですね。前山先生はご存じだと思うのですが、それが1つと。

それからこの I S Q C 1 で取り上げられた内容で、前回の私の説明でも申し上げたんですが、I S Q C 1 が対象にしているのは監査だけではなくて監査以外の保証業務、例えばレビューであるとか、保証業務でない関連サービス、例えば Agreed upon Proceduresといわれるもの、

あるいは Compilation といわれるその財務諸表の調整とか、そういうものも対象になって、ISQC 1がつくられているのですが、それについてはここでは、私は意識的に外されているということで、それは日本基準との相違点としてはできていないということで理解しているんですが、その場合に、日本で今後例えば基準の手当とかあるいは協会の実務指針は、基準に沿ってつくらなければいけませんので、この審議会としては日本の基準にはそういうものは入れる予定はない。まだ日本の制度としてできていないからということかもしれませんが、ちょっとその辺の監査以外のサービスについて、どのようにされるのかということをお聞きしたいと思います。

それからもう1つ、いいですか。これはISA 220の方なんですけど、ここにその比較をされているのですが、この中で一つ、私は日本の基準と違うかなと思われるのが、ここに書いてあるのかなという気もするのですが、最後の「モニタリング」のところを書いてあるのが、そうかなという気もするのですが、この資料2-2のいちばん最後の「モニタリング」のところですね。ただちょっと確認したいのですが、今回、accounting firm (会計事務所)の方で監査業務と事務所を分けた理由の一つとかその背景にあるのは、個々の監査業務の品質管理の欠陥とかがあった場合と、事務所自身の欠陥があった場合とは必ずしも直接的に結びつくものでないというような、それは多分補完されているというようなことがあるのではないかなと思うんですが、そういう規定がISA 220の方にはあるんですね。

具体的には例えばお手元に資料がありますから関心のある方はご覧になればいいんですが、ちょっと短いので読み上げますと、ISA 220の42項に、この訳が正しいかどうかはちょっと別にしまして、これは直訳なものですから。

監査事務所の品質管理システムに弱点が存在した場合であっても、特定の監査業務が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して実施されなかったこと。または監査報告書が適切ではなかったことを示すものではない。

ということで、必ずしも監査事務所の品質管理システムに何か問題があったとしても、個々の監査業務すべてが、その監査法人が出している監査証明すべてがだめだということには、直接的に結びつきませんというような規定があるんですが、こういうような規定とか考え方というのは、日本の基準の中にあるのかなのか、文章としては何か明文化されたようなものはないような気がするのですが、ない場合には考え方としてどうするのかというのは、多分今後ここで私たちが審議していかなければいけないことだと思うんですが、現在、どういうふうにお考えになっているのかをちょっと、もしあればなんですけれども、お聞きしたいということな

んですけれども。

以上、2点です。

○山浦部会長 今回の段階で答えられないものもありますので……。

○加藤臨時委員 ええ、いいです。それは結構です。

○山浦部会長 ご意見としてうけたまわっておくべきところと……。

○加藤臨時委員 ええ、そうですね。それは結構です。

○山浦部会長 それから確認という形で、まず1つは、監査基準委員会報告書の12号についてはこのISQC1に、これISQC1に沿ってという、それともISA220も含めてという、これ改訂中ということですね。

○加藤臨時委員 そうですね。

○山浦部会長 それから2番目にご指摘受けたのは、ISQC1の中身は事務所全体レベルの品質管理であるけれども、その中身は監査だけでなく保証業務、それからAgreed upon ProceduresあるいはCompilationといった業務を含んでいる。それをトータルに品質管理の対象としたのがISQC1であるということで、この点について審議会としてどう対応するか。その点については、まだこれからの議論ということですよ。

それから3番目については、ISA220について事実上、事務所の品質管理体制がまずいかからといって個々の業務がまずいという、そういった結論にならない。この点は1つは、今監査基準等にこれに相当するものがあるかどうかということと、今後この問題にどう対応するかという、こういうことですね。一応これは先生の確認ともう1つはご質問というよりはご意見ということであつたまわっております。

○加藤臨時委員 はい、結構です。

○関委員 ちょっと素人なうえ、やや的外れになるのかもわかりませんが、私は今日ここに来てうかがったことからの一つの意見なんですけれども。

監査で決定的に重要なことは、多賀谷さんからお話がありましたように、1つはリスクアプローチなわけですね。リスクアプローチの考え方というのは、虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目して、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定するというので効果的な監査をやろうと、こういうことですね。つまり、いうなれば監査人による各リスクの評価が決定的に重要であつて、それはここでいう監査手続やその実施の時期及びその範囲の決定ですから、いわば監査計画に属することだと私は思うんですね。したがって、ここで言っているリスクアプローチというのは、監査計画というのは極めて重要だということ

言っている。

したがってですね、品質管理をやるうえで重要なことは、どのようにその監査を計画し、実施し、かつ結果として監査意見を表明するのかということだと思っんですね。したがって、いや、何を言いたいかという、計画に対する審査機能というのは非常に重要なのではないかと。そういうふうに考えますと、先ほどご説明があったこの表からいきますと、ややそういう視点が少ないのではないかという感想を持っておっです。

「品質管理システムの諸要素」というところに、「監査業務の遂行」とかあるいは「監査意見表明のための審査機能」というのはあるわけですが、リスクアプローチ、つまり監査計画に対する審査機能というのがもう一つ弱いのではないかと。これは私がわかっていないのかもわかりません。少なくとも文章から見る限りはそういう、いわばプラン・ドゥ・シーという日常的な品質管理というもののベースになる計画機能に対する一つの審査というのは非常に弱いのではないかなという感想を持っている。こういうことでありまして、皆さんはプロですから、どういうふうにその辺は考えたらいいかなと、こういう問題提起であります。

○山浦部会長 ありがとうございます。この点については、多賀谷さん。お願いします。

○多賀谷企業会計調査官 ただいま関委員の方から大変的確なご指摘を頂戴いたしましたけれども、現行の監査基準では策定の折にもそういう議論は若干ございました。監査基準のうえでは最終的な監査意見の審査の折に、当然そのプロセスも一応含まれるというふうには考えられております。ただ、具体的におっしゃったように監査の過程で審査をするかどうかという点については、具体的に必ずしも義務づけられておりません。前文ではそういう監査の途上における審査ということも当然あり得るということには書いてはありますけれども、そこまで必ずやるという形までにはご指摘のようになっておりません。

○関委員 どうしてそういうことを申し上げたかという、品質管理という一般的な考え方、計画から実効管理というような観点もあるんですけど、私は内部統制部会の方で、やはり日本が一つのこの内部統制システムを、ある程度強制してやるような仕組みをつくるというときに非常に重要なのは、やはりリスクアプローチというか、監査の対象をやはり重点的に絞り込むところに着目して、経営者に強制するということが非常に重要になるというふうには思っております。勿論、そういう意味では、そこのところは一つ議論がそれ自身要るわけですが。

つまりリスクアプローチを経営者も内部統制システムの中で実践することになる。これが私なんか実感として本当に、例えば新日鐵なら新日鐵というのがそういう観点で見たときに、

どこにリスクがあるのかというのは大体実感としてわかっておるつもりなんですけれども、監査人として見たときにいったいどこにそういう問題を、どういうふうに考えて問題だと考えておられるのかということは、むしろここに先ほど多賀谷さん書いておられましたけれども、「第三者のチェック」とありましたけれども、第三者というよりは、むしろ経営あるいはその監査役なんかともよく議論を介して頂いて、よく議論をしたうえでそれをきっちりフィックスするというようなことが、監査品質を担保するうえで大変重要なことではないかと思っているということで、そういう問題意識から先ほどのようなご質問をしたというふうに、これは補足ですけれども、申し上げておきたいと思います。

○山浦部会長 ありがとうございます。

友永委員。

○友永委員 今、関委員がおっしゃったことはもっともなことで非常に重要なことなんです、現行の監査の品質管理の12号の報告書、本部の方にはそういう書き込みはしていないのですが、最後のところ、この黒い表紙の資料の6というところの最後のページに5としまして、「意見表明のための審査」という記載で次のものが掲げられると、審査の対象ですね。そこで監査計画書、特に当該期における重点事項、特別留意事項と、こういうふうに入っておりますので、大法人は当然ながら監査計画書というものの審査からやっております。

それから先ほど少しふれました委託審査要領というのを、この2月に改訂して公表したものの中には、この監査計画書に該当する審査の過去にはなかったのですが、今回入れております。そして計画段階からいかにリスクを把握して監査を実施していったかと、そこら辺のところの観点から意見形成過程まで見るというのが、「意見表明のための審査」という扱いになっております。ここら辺もっと本文に書き込む必要があるということはおっしゃるとおりだろうと思っております。

○山浦部会長 ありがとうございます。関委員がおっしゃることは至極ごもっともで、非常に大事なところだと思っております。監査計画についてこれもやはり品質管理の対象に当然なるといふ、そういうことをあらためて確認をしたということと、それからもう1つは、経営者なりあるいはガバナンスに関わるいろんな監査役を含めて、そういった方々と監査人とのコミュニケーションというんでしょうか、そういった中で相互にシナジー効果でもって監査の効果を上げていく。こういった視点もやはり今後十分大事なところになってくるのではないかと思います。ありがとうございます。

はい、加藤委員。

○加藤臨時委員　今の件についてちょっと補足したいんですが、実は協会で実務指針の見直しをしているわけですが、その中の1つで監査計画がありまして、これは監査問題協議会等のご審議も経て、予定としてはリスクモデルと一緒に明日公表するという予定でいるんですが、これは結局、今、関委員からお話があったように、監査計画とリスクモデルとかリスクアプローチはセットになっているということで、一緒に公表するという予定でいるんですけれども。

今回の監査計画の中では基本的なことは変わらないんですけれども、今まで監査計画書とか監査手続書という一つの文章で表していたことが、どうも固定観念を持って、いちばん最初に監査計画をつくるともうずっと変わらないとか、監査始める前に監査手続書をつくるとずっと変えないとか、そういう文書の名前で呼ぶと、どうしてもそういう感覚を持ちがちだということで固有の名前は使わないようになっていましてね。監査計画書とか監査手続書ではなくて、監査の計画をすることとか、監査の方針と手続を定めることと、それは監査機関を通じて常に反復して必要に応じて見直していくということが明確に書いてありまして、ですからいったんつくったものはずっと残るわけではなくて、常にリスクの評価等に応じて変われば、会社の状況も変わればまた途中で変えるとかいう、非常にフレキシビリティを持たせて実務に対応できるような書きっぷりになっているんですね。ただ実際は精神とかは同じだと思うんですが、そういう形になったということですね。

ですから、そういうものも反映しているのだと思うんですが、私どもの改訂の中にはこの品質管理の方も、このISA、例えば220のものを取り入れる形で今作業をしているんですが、この中を見ると、「業務の実施」というところにでも監査の計画書そのものを審査しろという書き方ではなくて、例えば「監督」というところには、「メンバーはそれぞれに与えられた指示を理解しているかどうか、及び計画した作業が計画した監査アプローチにしたがって実施されているかどうかについて検討する」というようなことで、計画という言葉がやっぱり随所に出てきているということで、そういう意味では計画書の審査という形で一定時点における固定されたものではなくて、常にその計画にしたがってやっているかどうか、計画を変える必要がないかどうかというのを審査しなさいという形でここに、こう出てきますから、そういう意味ではなかなか監査計画書の審査という形ではとらえきれないところがあるのかもしれませんが。ただ、当然審査の対象にはなっているというご理解をして頂ければよろしいだと思います。

○山浦部会長　現行の監査基準でもこの監査計画の策定というところで、あとで当初の監査計

画を策定した段階で、あとから新たな事実等の発見とか変化があればそれに応じて監査計画を修正するという、ある意味では監査計画が常に終わってから、初めて監査計画が完成するといってもいいぐらいのものだというふうにとらえておりますので、おっしゃる意味はよくわかりますし、また関委員が先ほどご質問の件も十分理解できると思います。

どなたかほかにございますか。

○久保田臨時委員 資料1のこの監査基準の論点についてでございますけれども、これまでの議論等、包括的にかつ、要領よくまとめて頂いたと思っています。ただ、1点、前回のこの会合でのことですが、池田参事官の方からデュー・プロセスの問題が出されましたが、これは非常に重要な指摘であります。とりわけ企業会計審議会等では被監査会社とかあるいは投資家も入って議論していますけれども、公認会計士協会の方ですね、指針、その他のルールでは会計士の方だけでルールをつくっているというご指摘があって、これに対して加藤委員の方から「パブコメ等を出しているの」という話がありました。

しかしながら、パブコメ等を出してそれがどういうプロセスで却下され、あるいは採用されるとかですね、そういうことも含めていろいろ考えますと、必ずしもデュー・プロセスが十分ではないというふうに我々は認識しております、そういった論点もこのペーパーのどこにうまく入るかわかりませんが、ぜひ入れて頂きたいというお願いでございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。これはご要望ということで後々、考慮することといたします。

どなたかほかにございませんか、八田委員。

○八田委員 私自身がちょっと整理がつかないので方向性について、もしうかがえればうかがいたいんですけども。今日、資料2-1、それと2-2で詳細にご説明頂きました。当然といえば当然なんですけれども、このISQC1というのは、これは事務所レベルの品質管理ということですから、この規定内容の主語は全部 Firm、事務所なんです。事務所がこうこうしなければいけないとか、すべきだと。それに対して国際監査基準のISAの220は、冒頭あるようにこれは伝統的な財務諸表監査をベースにした監査基準ですから、基本的に主語は監査人、そしてとりわけその中でエンゲージメントパートナーということで、監査責任者と訳がつけられていますけれども、それが行方べき、あるいはそれが主体となるべき規定になっているわけであって、若干主語が違う。しかし、内容に関してはオーバーラップするような規定があるわけなんですけれども……。

今日、資料の1でご説明頂いた内容のほとんどは監査人という言葉が、いわゆる監査法人と

という言葉に置き換わっている部分が多いと思うんですね。我が国のこの監査基準はほとんど例外なく主語は全部「監査人は」ということでスタートしていくと思います。このように広がりを持ってきた監査環境の中で、監査人っていったい誰だろう。当然ながら監査機能を担っている外部監査人であって、我が国の場合は、公認会計士が監査業務を行えば監査人と呼ばれるし、監査法人は、生まれ落ちたときからおそらく監査業務を独占的に行うことで生まれ落ちたわけですから、監査法人でもいいと思うんですが。

特に監査法人制度というのはおそらく私が知る限り世界に稀な組織機構ではないかと思えます。したがって、先ほど加藤委員のお話にもありましたように、このISQC1のこれは何も監査業務だけではなくて、いわゆる accounting firm が行う大きな意味での保証業務といえますか、これに関わった分の品質管理であろうと思われれます。そこで、こうなってくると今後、この部会で方向性で品質管理に関わるような規定乃至ルールをつくっていく場合の、基本的に主語は誰の立場で規定されていくというのか。あるいはどの辺までの範囲を広げるのか。もしお教え頂けるならば方向性として、教えて頂ければと思うんですが。

○山浦部会長 次回のこの監査部会で大体の原案に近いものを出そうと思っております、原案というか改訂基準のたたき台になるものをですね。そこで我々が議論しているのはこのISQC1に相当するものを、やはり監査基準に反映させる必要がある。で、その反映のさせ方としてはおっしゃるように、これまで監査基準というのは監査人という主語できておりましたけれども、おそらくそれを広げた形で入れ込まざるを得ないだろう。

やはり監査というのは、単に担当の監査人レベルでこの品質管理ができるものではありませんし、二重三重に張りめぐらしてチェック、チェック、チェックという形で品質を高めていくという、そういった仕組みを考えざるを得ないだろう。となりますと、それは監査基準の今の仕組みも当然変わってくるであろうと。どういう主語の使い方をするか。それから監査基準の中への入れ込み方ですね、これをどのようにするか。これはまだ議論中です。議論中ですけれども八田委員のご指摘の点については十分、我々検討を重ねている最中です。まだ現時点では回答を明らかにすることができないというのが状況です。

○池田企業開示参事官 今、部会長がおっしゃいました。次回というのは、のちほど最後に今後の進め方をご説明を申しますが、監査基準はこの夏ぐらいいまでに改訂をとにかく第一弾しよう。そこは品質管理というのは非常に大きい要素なんです、ほかの国際的な動向も踏まえてその段階でやるものがほかにあるのかどうかというのも、ちょっと同時に検証していきたいと思っております、あとでご説明の予定ですが、次回からは品質管理以外の部分に、何か併せ

て直すべきものがあるかどうかを検証するステップを踏ませて頂いて、そのうえで品質管理について次回議論するというタイミングになるときに原案をお示ししたいということでございます。

それから八田委員からあった点については、私ども基準に基づいて行政をやっている立場でも、先ほどISQC1の説明の資料2-1の中にもありましたけれども、今の基準を読むと、1ページ目の2段目のところに紹介されているように、「監査人は、自らの組織としても」云々という、この表現があるので監査人の中に監査法人が入っているということが間接的にわかるという書き方をしているので、そこは明確に基準を読んで適用していくという意味では、現状必ずしもわかりやすい規定にはなっていないのかなという問題意識は持っておりますので、委員の方々のご意見等あるいはアイデアも頂戴しながらわかりやすい枠組みで克服策をちょっと研究してみたいというふうに思っております。

○山浦部会長 引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 今回の論点を拝見させて頂きまして、こうした監査が適切に運用されていることを担保するいろいろな手続等のご提案ということで、利用者側からすると非常にありがたいことだというのが率直な感想です。

ただ、2つ質問がございまして、資料1の論点の1ページ目の2の(2)のところの「監査人の適格性の判断」というところで、2つ質問があります。1つは、「適格性の中に業態や経営状況に応じて」という箇所ですが、ちょっと踏み込んだ表現になっているように思うのですが、これはどういうイメージなのでしょうかとということです。監査法人が何らかの判断を行う必要があるんじゃないかという文章になっているんですけども、監査法人といっても大きい所もあれば小さい所もあるし、先ほどのお話のように個人事務所もあるわけですよね、実際にどのようにするのでしょうか。使う側はやってほしいんですけども、実際どうやるんですかということが質問です。

それからもう1点は、3ページ目の「監査基準改訂にあたっての留意点」というところの○の2つ目の連結子会社の話で、松本委員のご説明は非常に興味深く聞いていたんですけども、大会社になりますとその曾孫会社とかなども存在しているわけですが、現時点において、どういうふうにやってですね、グループ集団の元々のパーツの監査が正しいということを確認しているのか。つまり、かなり監査人が重複していないケースが多いという様に理解しているんですけども、現実の運用ではどうなっているのか。この2点お願いいたします。

○山浦部会長 ありがとうございます。では、多賀谷さんの方からお願いします。

○多賀谷企業会計調査官 論点の1 ページ目の2の(2)の意味でございますが、私どもとしては、ちょっと書き方が悪かったかもしれませんが、ここの監査人というのは業務を執行する方という意味で、個々の業務に応じて適切な方を選んで頂きたいということでございます。

○山浦部会長 この点につきましては私が知る限りでは、例えばアメリカでは金融機関の専門の監査のチーム、これに相当するものは今日本でもできつつあるということを聞いていますけれども、あるいは例えば建設業界であるとか流通業界であるとか、いわば日本の公認会計士というのは、言ってみればこれはゼネラリスト的なスタッフィングをしていたんですね。これがだんだんこの監査1件1件の業務量が増え、それから検討する中身も詳しくなる、それから会計基準も非常に詳細になってくる。そういった中でいわばスペシャリスト的な能力が次第に求められていく。そんな時代になっているような気がします。

公認会計士の数の増加に関する議論もそういったことも踏まえた議論であったわけですが、そういう誰でも彼でも何でもかんでもやりましょうという、そういう時代ではなくてきつつあるという、それも込められているという、こういった議論を若干我々いたしました。

それから2番目については、むしろ実務家の方から連結グループでの相互の監査のトータルの品質管理というか、業務遂行といった方がいいんでしょうかね、業務遂行の実態についてどなたか、加藤委員か友永委員……加藤委員、よろしいでしょうか。お願いします。

○加藤臨時委員 それでは一応実務に則して、たしかに海外にたくさん、特に海外とかたくさんビジネスを展開して、子会社とか関連会社をいっぱい持っているところは曾孫とかいろんな関連会社とかいっぱいあるんですけれども。そういうところは必ずしも日本の監査法人と同じところが使われていないというケースもかなりあります。

最近はどこらかというと、統一化の方向に進んではいるのですが、いろいろな理由からそうでない所もあります。これはもうリスクアプローチに基づいて、すべてを回るというのはまず無理ですから、やはり重要性基準とかを設けて。その重要な子会社あるいは孫も曾孫も含めてですが、大体曾孫というのはその上にまた孫がいますから。

それで要するに、その上の方を押さえれば下の方も自動的に押さえられるという形になりますので、そういう観点からリスクアプローチに基づいてどこがリスクがあるか、重要性があるか、金額的な面だけではなくて定性的な面も含めて、リスクアプローチで特定の会社を選んで、そしてそこが自分たちとのメンバーファームでないところについては、きちんと監査指示書を出しまして、ことしは監査の留意点はこういうところがあるから、こういうところを気をつけ

てくれとかいろいろと細かな指示を出して、そしてその結果報告をもらってそれを私どもがレビューをして、そこでまた私どもが納得いかなければ質問を送るとかいうことをしています。

それから、やはりただ単に指示書を出すだけではなくて、たまにはやはり私どもが行ってですね、向こうの監査人の監査調書を見るとかということも、特に重要などころでは必要な場合もありますので。そういう場合には私どもが行って、相手の監査人の監査調書を見せてもらう。それはもうお互いさまでそういうことをやっていますので。そういうことで総合的に私どもとしては十分な監査をしているというふうに思っています。そしてそういうようなことを通じることによって、先ほどのご意見にもありましたが、「主たる監査人がすべて責任を持つ」というスタンスであります。

○山浦部会長 ありがとうございます。実は一昨年のパルマラットの大粉飾といいますか不正事件以降、これは国際的な監査基準の設定のレベルでも非常に大きな問題になっておりまして、早速連結会計に関する監査の基準の改訂作業を、今進めておりまして、大激論をやっている最中なんですけれども。

ちょっと池上委員、今の議論の状況についてご説明頂けますでしょうか。

○池上臨時委員 それでは I A A S B（国際監査保証基準審議会）、また国際監査基準の観点からお話させていただきます。

まず今、山浦部会長からご説明のあった連結関係のお話しですが、厳密にいきますと連結だけではないのですが、その連結関係の監査基準が3月の会議で承認され、再公開草案になって最近公表されました。I A A S B 会議に参加して初めて知ったんですが、各国にこのような総まとめのような基準は存在しないようです。したがって、各国の連結監査は実務として対応してきた、大監査法人ですと監査マニュアルに従って行なわれてきたものであると考えます。そういう意味では、先ほど加藤委員がご説明になった実務で行われている内容がほとんど取り込まれている基準になっています。

そこで今日の品質管理の関係でお話申し上げますと、その基準の中では他の監査人の監査結果の利用という内容がメインになっておりますけれども、この基準は現在の公開草案なので最終的にはどうなるかわかりませんが、その中で、事務所の品質監理基準である I S Q C 1 を参照しております。そこで他の監査人である他の会計事務所のクオリティーコントロールの状況を主たる監査人がしっかりとチェックする、主たる監査人がその状況を聞くというような構成になっておりますので、I S Q C 1 が、そういう意味では他の監査人の事務所のチェックに関して前面出てきていると言えます。

このISQC1に関する記載内容については、公開基準に対してどんなコメントが出てきてもIAASBは多分譲らないのではないかと思います。先ほど引頭委員からお話があったように、小規模の会計事務所などから、いろいろなコメントが出てくるのではないかと予想しております。以上に加えて、この連結関係の基準が承認されますと、2007年からヨーロッパ市場で国際監査基準が適用されていこうという動きがございますので、そうなりますとヨーロッパの会社の日本の子会社を日本の監査人が監査しているような場合には、その基準を逆に使われてISQC1に日本の会計事務所が準拠しているかとか、そういうことを聞かれていくことになるのかなと思っております。

とりあえず以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。いずれにしても連結監査については、何かの品質管理に関する基準として反映させる必要があるかどうか。特にそれを特段の事項として入れるかどうか、これについては検討をする必要があると思っております。

どなたかほかに、どうぞ八木委員。

○八木（和）委員 ちょっと前回さぼりましたので、若干ピントはずれのコメントになるかもしれませんが、今日はいかがでいて、監査基準として品質の管理ということで、実は私、2つの視点でお聞きしたのですが、1つ目の視点は監査基準として素直に聞いていこうというスタンスと。それからもう1つの視点は、一般論としての品質基準として考えるということです。似ているものにメーカーの製品品質管理という規定があります。これはやはり我々メーカーとして品質不良を出してはいけないということで、いろんな規定を設けております。

今日、拝見したISQC1に関するところというのは、ほとんどの電気メーカーであれば品質規定の中に定義されているような内容だろうと思います。品質についての特別な重点活動をしていくということの中ではリスクマネジメントということは必ず品質計画の中に入ってきます。こういったプロセスをつくられるときに、同じ品質管理という一視点一般的な品質が重要な会社における製品品質規定でどんな管理されているのかという基準項目をチェックすると参考になるのでという印象をもちました。日本企業の品質管理を水平展開されれば間違いなくそこで学べるものがあるのではないかというふうに感じました。

○山浦部会長 ありがとうございます。これについては参考にさせていただきます。

では、黒川委員どうぞ。

○黒川委員 3つばかり関連するのですが、1つは資料の3の読み方について教えて頂きたいというか確認でございます。先ほどから個人、法人・法人の監査人も問題かもしれない、あ

るいは法人・個人、個人・個人の共同監査も問題かもしれないというような、危惧があるという言葉で言われていたんですが、例えば個人と個人の共同監査という場合のこの統計資料をどのように見るのか。単独監査というのがあって、その上に個人・個人の共同とありますから、本当に個人事務所と個人事務所が監査をするというようなイメージなのか、あるいは数十人程度の個人の方々が集まって、共同事務所のようなものをつくっているのか、内容は中小の監査法人とほとんど同じかもしれないけれども、そういうような共同監査の形態もあるように思うんです。この統計資料というものは、今私が言ったような共同事務所が監査をやっている場合には、個人と個人の共同監査というところに集計されてしまうのかどうかですね。それによってイメージもだいぶ違うのではないかというのが1点です。

それから2点目は、先ほどからの審査機関というもので、友永先生が小さい所は外部に委託するというようなお話をされていたんですけども、外部に委託するか内部でやるかというのは、これは要するに当事者から独立した、会計士等が審査をすればいいということで、組織の中でであろうが外であろうが、あるいは共同組織であろうが、監査法人形態であろうが、これはニュートラルな話、ではないかなというふうに思っています。

第3に、今のことに関係するんですけども、先ほどから聞いておりますと大監査法人に集約されていく方が、この品質管理という点からいってもよさそうだなというような議論のように思うんですが、これもニュートラルでいいのではないかなと思います。というのは、いろんな業態をもってたくさんの子会社を持つというような会社が増えていったときに、数十人程度の会計士をかかえている監査法人とか中小の共同事務所のような所では、対処しきれないというのはよくわかっておりますけれども。

しかし、例えば事務所の中には先ほどの池田参事官がおっしゃったように、例えば建設業、特殊に強い事務所であるとか、そういうような特殊な技能を持った事務所であることを強調して、世の中に存在していくというのものもあるかもしれない。弁護士事務所でもそうだと思うんですけども、専門職の元々の、本分からするとそういうような事務所があってもいいのではないかなという気がしますので、必ずしも大監査法人に集約していくのがよりよい道であるというような、そういうイメージを持たないで、この問題についてはニュートラルな発想で規定を書いた方がいいのではないかなと、こういうふうに思った次第です。

○山浦部会長 ありがとうございます。ご意見としてうかがいたいところと、それから我々の方で今議論しているところで、ある程度、この審査機能というのは組織というのが必要であると。かといって大法人に全部集約させろという、そういった議論をしているわけでは決して

ないのですけれども、ある程度組織というのはこういった品質管理のためには必要なというのは、これはなかなか議論としては個人事務所が実際に動いていますし、難しいところはわかっておりますけれども、品質管理という視点からしますと、一つの組織としてこれだけのものを維持するためには、やっぱりある程度の規模は必要なというのは実感ですね。

その上で、先ほどの審査委託の件については、もしかしたら誤解があるかも知りませんが、これは意見を表明するにあたってのその審査ということで、一つの事務所の品質管理体制について外部から見るといって、そういった趣旨のものではないですね。その点のご意見とちょっと合わないかなという気がします。

それから個人という、これたしかにいろんな規模のものがありますし、一概に先ほどのような一定の議論の方向の予定したものではありません。しかしいずれにしても最後の点については、非常に参考になりますので検討させていただきます。

○黒川委員 例え、共同事務所の場合に個人と個人の共同ということになっていると、一応外部に見えるのですが、でも事務所としては審査している。要するに共同事務所としては監査報告書かけませんよね、個人名ですよ、だから共同事務所の他の所属員が関与しているというときには、一応外部みたいに見える、そういうつもりで言ったんですけども、間違っていますかね。

○山浦部会長 その点は友永委員が非常に詳しいのでお願いします。難しい。(笑)

○友永委員 いや、おっしゃるとおりですね、監査責任者といいますか監査報告書にサインをするのは個人名でしかできないというところがありまして、この個人・個人という中には共同事務所、一定の規約のもとに集まった監査人の事務所というのが入っております。そういう事務所は構成員がそれなりにいけば、個々の監査業務にかかわらない構成員がおりますので、ここで審査をすると、これはやっております。

で、私が申し上げた委託審査という方式は、これは事務所の内部ではそういう人がいないといったもっと小規模な場合には、その委託審査というものを利用するという制度になっております。ですから、協会としても組織的な監査を担保していくには監査法人化する、それから個人事務所の共同事務所化をして頂きたい。そういったことを申し上げているところでございます。

○山浦部会長 いろいろほかにもご質問、ご意見等おありと存じますけれども、そろそろ時間もまいりましたので、このあたりで本日の部会を打ち切りたいと思います。

本日は、品質管理に関する監査基準の改訂の論点についてご議論を頂きました。品質管理に

関する問題につきまして、今後は、本日の議論も踏まえまして、多少のお時間を頂きまして、品質管理に関する具体的な監査基準案を用意させて頂きまして、これに沿って審議いたしたいと存じます。また、この間、次々回の審議におきましては、その品質管理以外の事項で、先ほど池田参事官の方から私の発言に対する訂正があったんですけれども、国際的な動向も踏まえまして、監査基準に盛り込んでいくべきほかの事項について検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に今後の予定について申し上げます。次回の部会は4月14日、木曜日の午後4時から6時に開催したいと思っております。なお、今後の部会の開催予定につきましてお手元に4月中の日程をお配りしておりますけれども、詳細につきましては後日、事務局から連絡をさせていただきます。それでは、これにて閉会いたします。本日はお忙しい中、ご参集頂きましてどうもありがとうございました。

午後 6時00分 閉会